



弁護士法人たくみ法律事務所ニュースレター「たくみへの道」

有期契約社員が無期契約社員になる？-無期転換制度の対応準備できていますか？-

法改正速報 所員の日常 たくみ法律事務所の弁護士紹介

Pickup Law News

有期契約社員が無期契約社員になる？ - 無期転換制度の対応準備できていますか？ -

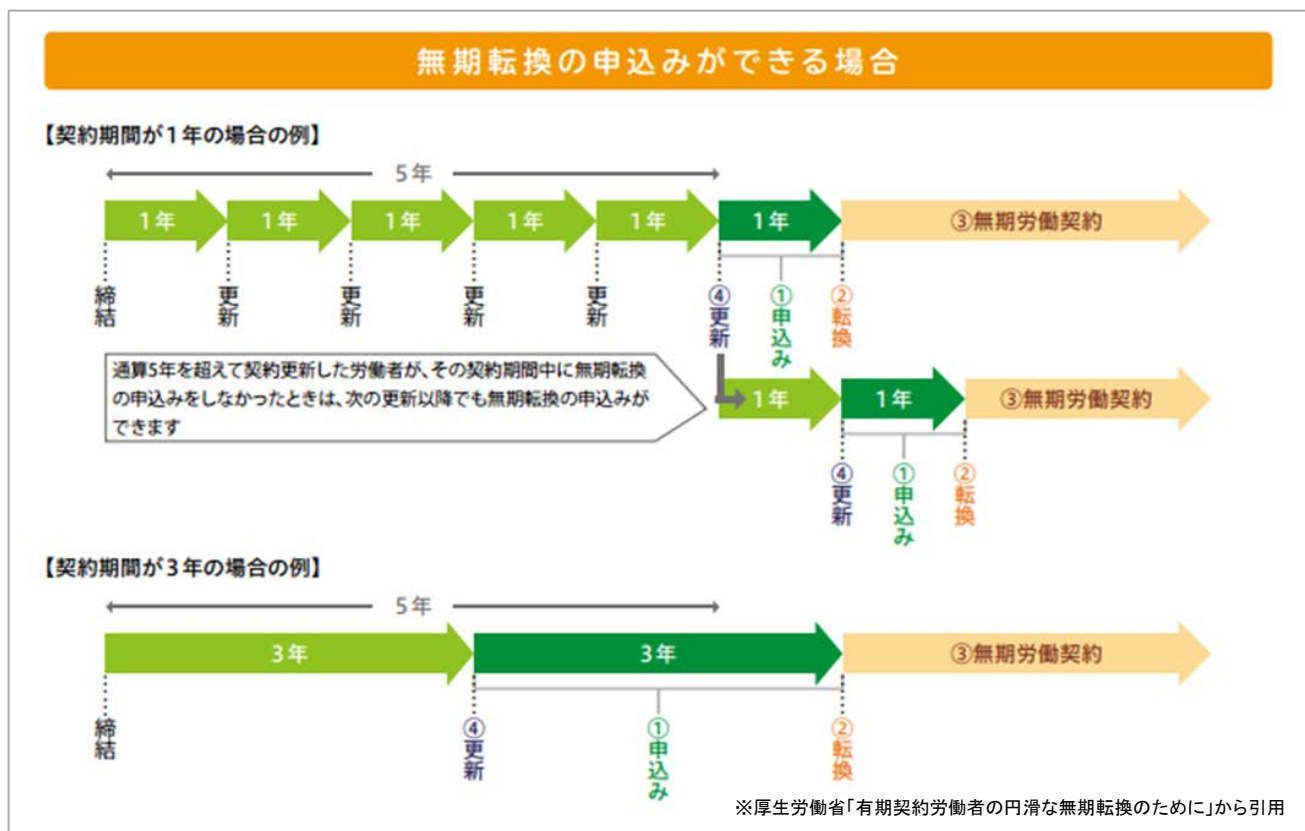
1. 無期転換制度とは？

平成24年8月に労働契約法が改正され、「無期転換制度」が成立したのはご存知でしょうか。

無期転換制度とは、有期労働契約社員の契約が、何度か更新され一定の期間が経過することにより、有期労働契約社員が、無期労働契約への転換を、会社に申し出ることができるというものです。

有期契約社員が有するこの権利を「無期転換権」といいます(労働契約法第18条1項)。

制度上、同じ会社で1回以上有期労働契約が更新され、労働者が5年以上の期間就業することになった場合、無期転換権が発生するとされています。(厳密には、更新後に契約締結から5年を経過した時点で、無期転換についての申し込みが可能で、その契約期間末日以降無期契約に転換することになります。)



「特段の定め」がない限り、無期転換権を行使された場合、同一の労働条件(当然ですが契約期間は有期から無期へと転換されます)での無期契約労働者になります。

「契約社員」が当然に「正社員」になるわけではありません。この改正法は、平成25年4月1日より施行されており、最も早い無期転換権の発生は、平成25年4月1日以後に締結され

た有期労働契約が5年を超えて更新された時点である平成30年4月1日になります。

まだまだ先の話とも思われますが、有期労働契約社員が所属している会社は、対象者の確認や、労働条件の変更等の無期転換への対応等の事前の準備が必要です。

2. 無期転換権を放棄させることは可能か？

対応として、契約締結時に、「通算5年を超えることとなったとしても、無期転換権の行使はしない」といったような、無期転換権行使の放棄条項を定めることも考えられますが、これは無効とされています(平成24.8.10基発0810第2号)。

もっとも、あらかじめ更新可能期間を5年以内の一定期間に限定することは可能とされておりますが、その場合においても、契約時、更新時に限定回数についての正確な告知、確認手続が必要になります。

3. 更新をさせなければよいのではないか？

また、そもそも契約更新しなければよいのではないかとも思われるかもしれませんが、有期契約者の更新拒否(「雇止め」といいます)は、一定の条件のもとでは客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当であると認められないときには許されないという「雇止めの法理」(労働契約法第19条)もあり、安易に更新しないという判断もできません。

4. 対策は？一助成金も視野に一

無期転換権を発生させないというよりは、無期転換権を行使され無期契約社員となった際の整備を事前にしっかりとしておくことが重要です。

上記のとおり、無期転換権が行使された場合の労働条件は、「特段の定め」があれば変更することができます。特段の定めとは、労働協約、就業規則、個別の合意を指します。

個別の合意や、就業規則等(手続等も確認が必要です)により、無期転換後の労働条件を事前に検討しておく必要があるでしょう。

非正規社員から、正規社員への転換で支払われるキャリアアップ助成金(無期雇用転換コース)制度等も積極的に利用するのも手段としては検討すべきでしょう。

5. 最後に

無期転換制度に関しては、子会社に派遣されていたときは、同じ会社といえるのか等同じ会社(同一の使用者:第18条1項)とはどの範囲かという問題や、通算期間の計算方法等、検討すべき問題は多くあります。

また、現在「同一労働同一賃金」(同一の仕事に従事する労働者は、同一水準の賃金が支払われるべき)という考え方が広まりつつありますが、無期転換権行使後の社員と、もとの無期契約社員とで労働内容が変わらないにもかかわらず、賃金制度が異なるということになった場合は是正等も検討していく必要性が生じていくことになるでしょう。

無期転換権制度に限らず労務問題についてお困りの担当者の方は遠慮なくご相談下さい。



弁護士

壹岐晋大

1986年山口県生まれ。企業法務分野に取り組み際には、「経営者と同じ方向を見る」という姿勢を一貫して貫き、企業の「考え方」を共有し、「目標を達成」することを大切にしている。

法改正速報

マタハラ指針施行！-対応間に合っていますか？-

平成29年1月1日施行のマタハラ指針(正式名称は「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針(平成28年厚生労働省告示312号)」)では、事業主に対して、

- ①事業主の方針等の明確化およびその周知・啓発
- ②相談・苦情等に応じ、適切に対応するために必要な体制野整備
- ③マタハラの原因にかかる事故の迅速かつ適切な対応
- ④マタハラの原因や背景となる要因を解消するための措置
- ⑤これらと合わせて講ずべき措置

以上5つの措置を講ずる義務を課しています。

これにより、マタハラの内容の周知、マタハラを行った者に対する措置、相談窓口の設置、再発防止措置等を決定し、これらを就業規則に規定する等の必要が生じました。

ハラスメントは世論の注目度も高かったん明るみになってしまうと企業イメージの悪化、信用失墜など大きな損害が生じかねません。

これを機に、マタハラのみならず、セクハラ、パワハラなど職場におけるハラスメント対策を見直してみたいかがでしょうか。



弁護士 澤戸博樹

弁護士澤戸は、静岡県出身で、大学と大学院では、仙台に住んでいました。そんな彼は、縁があって福岡の地にやってきました。今では、福岡の美味しい食事と快適な生活に魅了され、福岡は、第二の故郷だ！と言っています。
また、澤戸は、弁護士になる前に業務用食品の会社で営業マンをしていました。やると決めたらがむしゃらにやる性格で、営業成績も常に上位でした。弁護士としてもその能力を遺憾なく発揮し、幅広い分野で活躍しています。

弁護士 澤戸博樹の日常

弁護士澤戸の趣味は、身体を動かすことです。最近では、女性にモテたいという不純な動機(?)で、ボルダリング(ロープを使わず、人工的に作られた壁等を登るスポーツ)も始めました。仕事同様、趣味でも高いところを目指すのが好きなのです(笑)。

弁護士 山口真彦

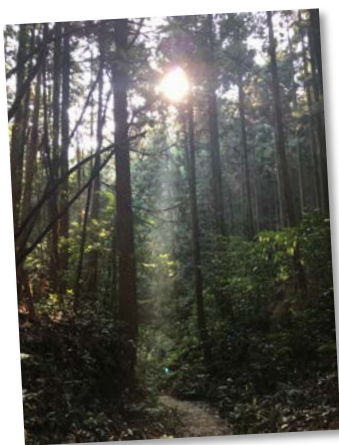
弁護士山口は、福岡県出身で、大学進学後に大阪、東京を渡り歩いた後、彼の愛する福岡に舞い戻りました。一度は弁護士の道を諦めて一般企業に就職し、年間を通じて売上全国1位を達成するなど、営業職としてもピカイチの実力を発揮していました。しかし、夢は諦めきれず、ついに念願の弁護士になりました。山口は、営業でも遺憾なく発揮されたビジネスセンスと、塾講師で鍛え上げた聴衆を惹きつける話術で、人を惹きつけてやみません。

弁護士 山口真彦の日常

山口の趣味は、なんと、大喜利です。その実力も折り紙つきで、NHKの「ケータイ大喜利」やラジオ投稿などでも紹介されたことがある程です。抜群のビジネスセンスや巧みな話術、ウィットに富んだトークを駆使して目覚ましい成果を上げ続ける山口ですが、残念ながら、合コンでは成果が上がっていないようです(笑)



所員の日常～弁護士向井の登山編～



先日、初ひとり登山に行って参りました！

登山自体始めたばかりなのですが、3回目にしてひとり登山デビューしてしまいました。自宅を7時頃に出発し、天拝山・基山を縦走し、気付いた時にはひとりで20キロ以上歩いていました(びっくり)。

当日は天気がとても良く、登山を楽しむ方がたくさんいらっしゃいました。

ひとりで歩く私をかわいそうに思ったのか、途中で遭遇した老人会の団体様からはお菓子をたくさんいただき、下山は山頂で声をかけてくださった登山歴40年以上のプロと2人でした。綺麗な景色もたくさん見れてとてもリフレッシュできた一日でした。

でも、一人はちょっぴり寂しいですので、どなたか一緒に行ってくださいの方がいらっしゃればお声かけくださいませ。

このようなことでお困りの場合はお気軽にご連絡ください。

- ・著作権・知的財産権等
- ・インターネットトラブル(虚偽記載の削除・訂正等)
- ・不動産問題(賃料未払・明け渡し等)
- ・刑事告訴(従業員による使い込み・横領等)
- ・債権回収(取引先の未払、取引先の倒産等)
- ・離婚(財産分与・慰謝料・養育費)
- ・相続
- ・契約法務(契約書作成、内容確認、契約解除等)
- ・労働問題(労働条件、就業規則、賃金支払、未払残業代、解雇、採用、従業員による不正行為等)
- ・会社法務(設立、定款作成、組織変更、株主総会、役員等)
- ・会社倒産(自社の破産・再生等)

たくみ法律事務所NEWS LETTER「匠への道」

発行：弁護士法人たくみ法律事務所

[TEL]092-724-4848 [FAX]092-724-2616

[e-mail]info@takumi-law.jp [HP]www.takumi-corporate-law.com

アクセス

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NMF天神南ビル10階

- ・地下鉄七隈線 天神南駅：徒歩3分・渡辺通駅：徒歩2分
- ・天神バスセンター：徒歩5分
- ・西鉄福岡駅(天神)：徒歩5分

MAP

